

平成26年1月6日
法務省大臣官房会計課長決定

法務省契約監視会議議事運営について

1 会議の開催

- (1) 法務省契約監視会議（以下「会議」という。）の開催については、法務省大臣官房会計課長（以下「会計課長」という。）の招請により座長が招集する。
- (2) 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- (3) 座長は、必要に応じて、書面による回議をもって、会議に代えることができるものとする。

2 契約の競争性、公正性等に関する審議の対象とする契約等

- (1) 会議は、法務省ホームページにおいて公表されている「契約に係る情報の公表について」に示された契約のうち、物品役務等の競争契約及び随意契約であるもの（以下、これらの契約を「審議対象契約」という。）から、予定価格が1,000万円以上の契約であって、各委員において、事前に抽出したものについて、審議を行うものとする。各委員は、その抽出に当たっては、随意契約及び応札者又は応募者が1者の契約について重点的に抽出するものとする。
- (2) 会議は、必要に応じて、上記(1)に掲げる契約以外の審議対象契約についても、抽出して審議することができる。

3 報告及び資料の提出・説明

- (1) 会議において、事務局は、審議対象契約及び調達改善の取組について報告する。
- (2) 委員は、事務局に対し、審議対象契約及び調達改善の取組に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

4 意見の具申及び指導、助言等

会議は、審議対象契約に関する報告の内容又は審議した契約について、改善すべき事項等があると認められるときは、会計課長に対して意見の具申を行い、調達改善の取組について、必要があると認められるときは、法務省行政事業レ

ビュー推進チームに対して指導，助言等を行うことができる。

意見の具申及び指導，助言等は，委員の総意によるものとする。

5 議事の公表

会議における議事については，事務局においてその概要を取りまとめ，委員の了承を得た上，法務省ホームページに掲載する。